

4月から 区の組織を一部変更 福祉部などで組織改正

4月から区の組織を一部変更します。変更する主な部署は次のとおりです。

総務部

職員課の給与厚生係、研修係、勤労係を、事務の効率化を図るため統廃合し、給与係、支援係を新設します。

職員課給与係(区役所4階) ☎(3647)5511

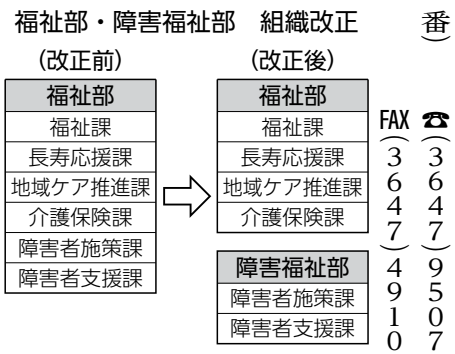
職員課支援係(区役所4階) ☎(3647)9480

職員課支援係(区役所4階) ☎(3647)5591

職員課支援係(区役所4階) ☎(3647)9480

障害福祉部

障害者福祉のさらなる充実・推進を図るため、福祉部の組織を再編し、障害福祉部を新設し



国民健康保険の届出

就職・退職したときは忘れずに

就職や扶養認定で職場の健康保険(健康保険組合や協会けんぽなど)に加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。お勤め先の会社が届出を代行することはありませぬのでご注意ください。

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。次に該当する方は加入対象となります。

後期高齢者医療保険料 軽減基準が改定 決定通知書は7月中旬に発送

後期高齢者医療保険料は、被保険者すべての方が負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。均等割額の軽減基準が改定されました(表1)。

Table 1: Equalization of the reduced amount. It compares the old and new criteria for the equalization amount based on total income and the number of insured persons. For example, for a total income of 330,000 yen or less, the reduction rate changes from 8% to 7%.

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割減額となり、所得割額はかかりません(表2)。

国民健康保険料を改定 保険料納入通知書は6月中旬に発送

令和2年度の国民健康保険料(均等割額・所得割率)等が別表のとおり改定されました。保険料は、世帯ごとの加入者数と所得額を基にそれぞれ算出した医療分(基礎分)、支援金分(後期高齢者支援金等分)、介護分(介護納付金分)の各区分を合わせた金額となります。

Table: 令和2年度 国民健康保険料額. This table shows the breakdown of insurance fees into three categories: 1. Equalization amount (39,900 yen/person), 2. Support amount (12,900 yen/person), and 3. Nursing care amount (15,600 yen/person). It also shows the percentage increase for each category compared to the previous year.

被用者保険(会社の健康保険等)から後期高齢者医療制度へ移行した方に扶養されていた65歳以上の方は、国民健康保険に加入した場合、申請により旧被扶養者の保険料軽減措置が受けられます。

国民健康保険

人間ドック受診費の一部を助成

被保険者の健康の増進を図るため、人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します。

- 40歳以上の江東区国民健康保険加入者
[助成要件]
○受診する年度において40歳以上であり、人間ドック受診日時点で74歳以下である
○受診した年度内に区の特典健康診査を受診している

- 健康診査を受診していない
○申請日までに、納期の到来している保険料は完納している
○指定する検査項目の結果の提出がある
○受診結果において特定保健指導の対象となった場合、指導を受けることに同意する
[申請時の持ち物] 印鑑(スタンプ印は不可)、受診結果、領収書(原本)、国民健康保険証
[申請] 受診した人間ドックが助成

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール